

令和8年度福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金

1 目的

本補助金は、東日本大震災及び原子力災害を契機に福島県内から他の都道府県に避難を継続している方（以下「県外避難者」という。）が、避難先で安心して暮らし、帰還や生活再建につながるよう、避難先の地域において法人又は団体が避難者の課題等を踏まえて実施する支援事業を対象に補助するものです。

2 内容

- (1) **補助対象期間** 交付決定日から令和9年3月20日（土）まで
- (2) **補助対象金額**
 - ・補助率 10／10
 - ・補助額 1事業当たり350万円が上限
(事業の効果が特に高いと見込まれる場合、知事が認める額を加算することがあります。)
- (3) **事業実施主体** 法人又は団体
(福島県内の団体や新規に設立された団体も対象となる場合があります。)
- (4) **補助対象経費** 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託費、使用料、賃借料、備品購入費
- (5) **補助対象事業の内容**
 - ア 避難先での課題解決や孤立・孤独防止、日常生活を支えるための見守り訪問等
例：県外避難者への戸別訪問等
 - イ 避難先でのコミュニティ形成、県外避難者同士の情報交換、円滑な帰還や生活再建等を目的に行われる交流会等
例：県外避難先での交流会等
 - ウ 避難元とのコミュニティの維持、円滑な帰還、生活再建等を目的に福島県内で開催される交流会
例：県内避難元等での帰還者や地域住民との意見交換会等
 - エ 避難先での生活再建や帰還に係る支援情報の提供、説明会・相談会の開催
例：ADR説明会、福島県の農林水産物の安全・安心に関わる説明会等

3 令和7年度からの主な変更点

(一部例外があります。詳細な要件について、必ずHPからご確認ください。)

- (対象者) 県外避難者の同居家族や避難先の地域住民に係る費用を補助対象とします。
- (概算払) 未支出の経費も概算払の対象とし、上限を交付決定額の80%に引き上げます。
- (需用費) 手芸や工作等に必要な材料費の上限を1,000円/人に引き上げます。
- (人数要件) 県内交流会の参加人数の要件を5人以上かつ3世帯以上に緩和します。
- (提出書類) 応募時に必要な提出書類を一部削減しました。

《注意！》

- ・審査の結果、応募された事業のうち一部のみ採択となる場合もございます。
- ・不適正な執行に対しては、補助金の交付決定の取消や返還命令等を行う場合があります。

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者生活支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-8318

e-mail hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

ウェブサイト [福島県 避難者生活支援課](#)

